

事 務 連 絡  
平成 23 年 4 月 6 日

各（介護予防）訪問入浴介護事業所 管理者 殿

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
介護保険課長

消費生活用製品安全法改正に伴う訪問入浴車両に搭載する  
石油給湯機の取扱いについて（情報提供）

日頃より、介護保険の円滑な運営にご尽力いただきありがとうございます。

消費生活用製品安全法改正に伴う訪問入浴車両に搭載する石油給湯機の取扱いについて、厚生労働省から別添のとおり情報提供がありました。つきましては、内容をご確認の上、必要に応じ、対震自動消火装置の取扱いについて購入先の石油給湯機メーカー等にお問い合わせいただきますよう、よろしくお願いいたします。

【問い合わせ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
介護保険課介護事業者係 TEL 03-5320-4593

事 務 連 絡  
平成23年3月30日

各都道府県介護保険主管課（室） 御中

厚生労働省老健局振興課

消費生活用製品安全法改正に伴う訪問入浴車両に搭載する  
石油給湯機の取扱いについて（情報提供）

消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号。以下「消安法」という。）が平成20年3月に改正され、平成23年4月1日以降はPSCマーク表示（国が定めた技術上の基準を満たしていることを明らかにする表示）がない石油給湯機（灯油の消費量が70キロワット以下のものであって、熱交換器容量が50リットル以下のものに限る。以下同じ。）については、販売ができなくなります。

PSCマークが表示された石油給湯機については、空焚き防止装置の設置や一酸化炭素濃度基準値遵守等の義務づけが課せられ、より安全性の高い製品となりますが、指定訪問入浴事業者等において、石油給湯機を搭載する入浴車両を使用している場合、利用者宅の立地等の事情（例えば坂道や路肩に駐停車を行わざるを得ない場合等）によっては、消安法により石油給湯機に設置が義務づけられた対震自動消火装置を外さざるを得ないこと等も想定され、こうした改造を行う場合、消安法に規定する技術上の基準を満たさなくなります。

しかしながら、消安法の当該部分を所掌する経済産業省製品安全課においても、訪問入浴事業等の重要性は理解されており、先の事例の場合、石油給湯機の販売等の事業を行う者が、用途・数量等を特定した上で、技術基準適合義務に係る例外の承認申請を行い、経済産業大臣の承認を受けることにより、対震自動消火装置が設置されていない石油給湯機の販売あるいは上記のような改造も可能となるとの情報提供がありました。

つきましては、管内の指定訪問入浴事業者等に対し、消安法についての情報提供を行うとともに、対震自動消火装置の取扱い等については、購入先の石油給湯機メーカー等にお問い合わせいただくよう周知をお願いいたします。

なお、石油給湯機については、消安法の長期使用製品安全点検制度の対象品目ともなっております。消安法の概要等については、経済産業省のホームページのURLを以下に記しますので、併せてご参照願います。

URL :

消費生活用製品安全法について（経済産業省のHP）

<http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.htm>

石油燃焼機器の規制について（経済産業省のHP）

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/sekiyu\\_shitei.htm](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/sekiyu_shitei.htm)

長期使用製品安全点検制度（経済産業省のHP）

[http://www.meti.go.jp/product\\_safety/producer/shouan/07kaisei.html](http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html)